

第2章

精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

(1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等

【施策番号39】

厚生労働省においては、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象に、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に関する専門的知識・技能を習得させる「PTSD対策専門研修」を実施し、医療機関、精神保健福祉センター、保健所等における地域住民等に対する相談支援の充実を図っている。

同研修においては、犯罪被害者等の心のケアに関する「犯罪・性犯罪被害者コース」を設けており、令和2年度は313人が受講した。

(2) PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大

【施策番号40】

厚生労働省においては、PTSDの診断及び治療を含む精神療法について、次のとおり、医療保険の適用範囲の拡大や診療報酬の評価の充実を段階的に図っている。

平成18年度の診療報酬改定：PTSDの診断のための心理テストを保険適用とした。

22年度の診療報酬改定：通院・在宅における精神療法を長時間（30分以上）行う場合の評価を充実させた。

24年度の診療報酬改定：精神科救急医療体制の確保に協力している精神保健指定医等が行う通院・在宅における精神療法の評価を充実させた。

26年度の診療報酬改定：通院・在宅における精神療法において、必要に応じて児童相談所等と連携すること等を要件として、20歳未満の患者に対する診療の評価を充実させた。また、在宅における精神療法を長時間（60分以上）行う場合の評価を新設した。

28年度の診療報酬改定：PTSDに対する認知療法・認知行動療法を保険適用とした。また、専門的な精神医療を提供している保険医療機関や特定機能病院が行う、20歳未満の患者に対する通院・在宅における精神療法の評価を新設した。

30年度の診療報酬改定：通院における精神療法を初診時に長時間（60分以上）行う場合の評価を新設した。

(3) PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供

【施策番号41】

厚生労働省においては、平成19年4月から、医療機関に対し、医療機能に関する一定の情報について都道府県への報告を義務付け、都道府県が、医療機関の診療科目、医師や看護師の数等の基本的な情報、提供する医療の内容に関する情報及び医療連携や医療安全に関する情報を比較できるよう整理し、ウェブサイト等において住民が利用しやすい形で公表する医療機能情報提供制度を運用している。同制度の報告事項にはPTSD治療の可否も含まれており、厚生労働省においては、政府広報やウェブサイト（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html）を活用し、同制度の周知に努めている。

(4) PTSD治療に係る自立支援医療制度の利用の周知

【施策番号42】

厚生労働省においては、「犯罪被害者等のPTSD治療に係る自立支援医療（精神通院医療）の利用について（周知依頼）」（平成28年4月28日付け厚生労働省社会・援護局障害

保健福祉部精神・障害保健課長通知)により、各都道府県・指定都市障害保健福祉主管部(局)長に対し、保険診療によるPTSD治療が自立支援医療(精神通院医療)の対象となることについて周知を依頼した。

(5) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

【施策番号43】

文部科学省においては、医学生が卒業までに身に付けておくべき実践的診療能力を学修目標として提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」(https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/06/28/1325989_28.pdf)を策定し、PTSDについては、医学生が複眼的に学修できるよう不安障害群や心的外傷及びストレス因関連障害群として整理するとともに、全国医学部長病院長会議の総会をはじめとする医学部関係者が参加する各種会議において、同カリキュラム及び第3次基本計画の内容を紹介し、各大学におけるPTSD等の精神的被害に関する教育の充実に向けた取組を要請している。

また、厚生労働省においては、医学部卒業後の医師臨床研修の到達目標、方略及び評価において精神科を必修分野として位置付け、精神疾患に関する研修医の理解の増進を図っている。

(6) 精神保健福祉センターに対する犯罪被害者等支援業務についての理解促進

【施策番号44】

精神保健福祉センターにおいては、心のケアが必要な犯罪被害者等に対し、精神保健に関する相談支援を行っている。厚生労働省においては、平成20年度に「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」において取りまとめられた「犯罪被害者等支援のた

めの地域精神保健福祉活動の手引」(http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryo_tebikizenbun.pdf)を同センターに配布し、相談支援の充実を図っている。

(7) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

【施策番号45】

厚生労働省においては、ドクターカー・ドクターヘリの普及や、初期救急、二次救急(入院を要する救急)及び三次救急(救命救急)の救急医療体制の体系的な整備を図っている。また、消防庁及び厚生労働省においては、救急業務におけるメディカルコントロール体制[※]の構築及び充実・強化に努めており、令和3年2月現在、全国で47の都道府県メディカルコントロール協議会及び251の地域メディカルコントロール協議会等から成るメディカルコントロール体制が構築されている。

(8) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

【施策番号46】

厚生労働省においては、救命救急センターに犯罪被害者等が搬送された場合に、救急医療の実施と併せて、精神科医による診療等が速やかに行われるよう、必要に応じて精神科医を適時確保することを各都道府県に要請している。

なお、令和2年度末現在、295か所の施設が救命救急センターとして指定されている(厚生労働省ウェブサイト：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188907_00003.html)。

(9) 交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

【施策番号47】

国土交通省においては、平成13年度以降、

※ 医師による救急救命士に対する指示及び救急救命士を含む救急隊員に対する指導・助言、救急活動の事後検証、救急救命士への再教育等を通じて、地域における病院前救護の質を保障する体制。

自動車事故による重度後遺障害者で在宅介護を受けている者の入院を積極的に受け入れる病院を短期入院協力病院として指定しており、令和2年度には13病院を新たに指定し、全国で合計205病院となった。また、平成25年度以降、障害者支援施設等を短期入所協力施設として指定しており、令和2年度には10施設を新たに指定し、全国で合計136施設となった。

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA〔ナスバ〕）においては、全国11か所の療護施設において、自動車事故による遷延性意識障害者に対する高度な治療及び手厚い看護を行っているほか、3年1月には、平成30年1月に新設した、急性期から慢性期まで連続した治療・リハビリの臨床研究等を行う「一貫症例研究型委託病床」を5床増床した。

(10) 高次脳機能障害者への支援の充実

【施策番号48】

厚生労働省においては、各都道府県において実施する「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」を支援しており、同事業では、高次脳機能障害者に対する支援を行うための支援拠点機関の設置、相談支援コーディネーターによる専門的な相談支援、関係機関との地域ネットワークの構築、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行っている。

また、平成23年10月、国立障害者リハビリテーションセンター内に高次脳機能障害情報・支援センターを設置し、高次脳機能障害に関する最新の支援情報をはじめとする様々な情報を集約し、高次脳機能障害者やその家族、支援関係者等に役立つ情報をウェブサイトで発信する体制を整備するなど、情報提供機能の強化を図っている。特に、専用ウェブサイト（http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/）において、高次脳機能障害者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスの対象である旨や、

NASVAの被害者支援に関するポスター

ご存知ですか？
NASVA ナスバの被害者支援
自動車事故でお困りの方へ

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA：ナスバ）では、**自動車事故の被害にあわれた方々**を支援するため、以下の取組みを進めています。是非ご活用ください。

在宅介護への支援（介護料の支給等）
自動車事故により脳や脊髄などを損傷して介護を要する後遺障害を負われた方に介護料を支給し、訪問して介護相談を行うとともに、介護料受給者等の交流会を実施しています。

脳損傷の治療と看護を行う NASVA療護施設
自動車事故により脳を損傷し重症後遺障害が継続する状態にある方を対象に、適切な治療と看護を行う専門のNASVA療護施設（病院）を、全国11カ所で運営しています。

交通通児等への無利子貸付と「友の会」
中学校卒業までの交通通児等の方への無利子の生活資金貸付のほか、友の会を運営し、もの作り体験、観劇等のレクリエーション活動等を行っています。

NASVA交通事故被害者ホットライン
NASVA
交通事故被害者ホットライン
☎0570-000738

※一部のIP電話からは03-6853-8002をご利用いただけます。
お困りごとの内容に応じて、無料でご相談いただける窓口をご案内いたします。
最寄りのナスバ支所等の連絡先もご案内いたします。

ナスバはあなたに寄り添い、ずっとあなたを支えます。

NASVA 独立行政法人自動車事故対策機構 National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid ナスバ 検索

※自動車事故を原因として重度後遺障害を負われた方、介護にあたるご家族、保護者や失った生活圏を再建の困難なの方々です。

提供：国土交通省

疾患や年齢に応じた制度の概要等を周知している。

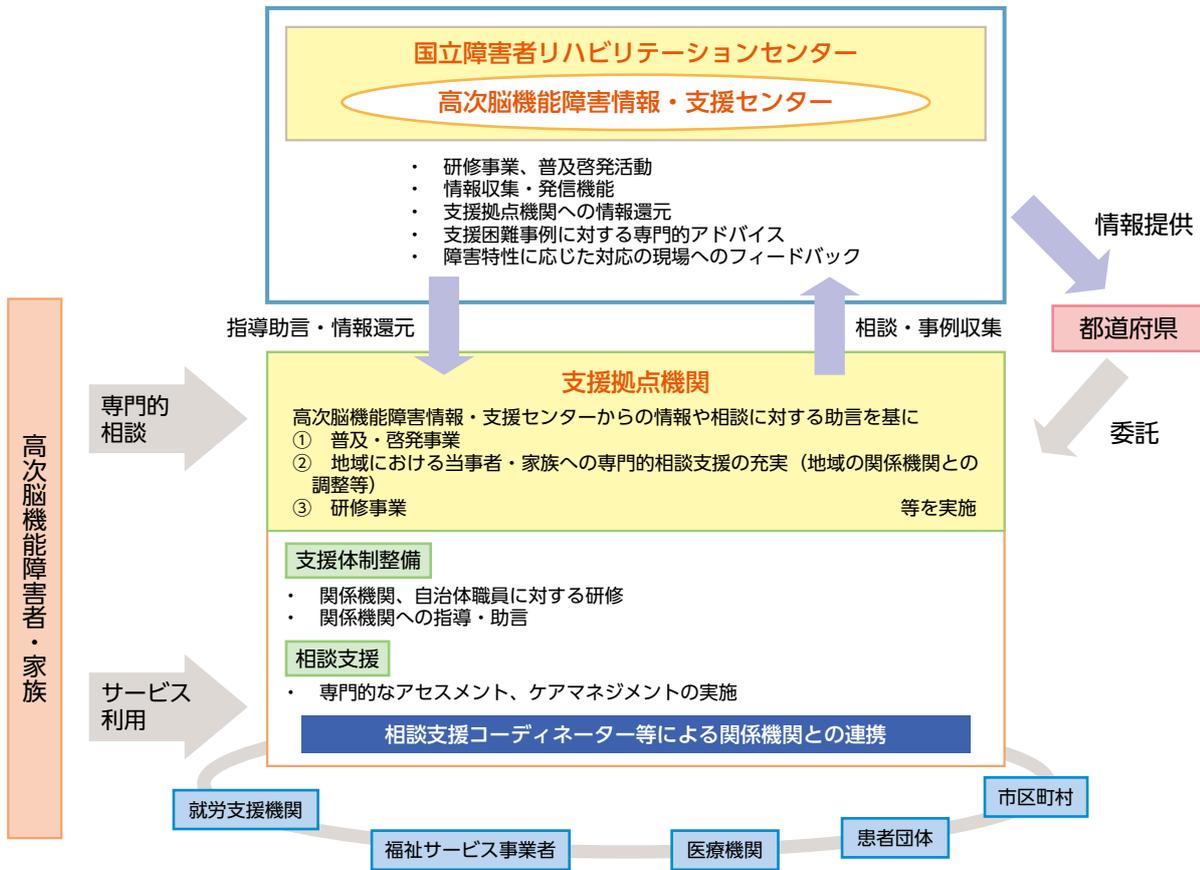
(11) 思春期精神保健の専門家の養成

【施策番号49】

厚生労働省においては、不登校、ひきこもり、家庭内暴力等の児童思春期における精神保健に関する様々な問題に対応できる人材を確保するため、医療従事者やひきこもり支援従事者等を対象に「思春期精神保健研修」を実施し、精神保健福祉センター、保健所、ひきこもり地域支援センター等における地域住民等に対する相談支援の充実を図っている。

令和2年度は、医療従事者専門研修（全3回）を193人が、ひきこもり対策研修を197人が、それぞれ受講した。

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業



提供：厚生労働省

(12) 被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施

【施策番号50】

厚生労働省においては、虐待を受けた子供の児童養護施設等への入所が増加していることを受け、平成23年度に心理療法担当職員及び個別対応職員の児童養護施設等への配置を義務化するなど、適切な支援体制を確保している。令和3年度予算では、施設の専門性・ノウハウを活用して地域の里親等への巡回支援を行う児童養護施設等に対する心理療法担当職員の追加配置に要する経費を盛り込んでいる。

また、児童相談所においては、円滑な業務遂行のため、児童福祉司（指導及び教育を行う児童福祉司スーパーバイザーを含む。）、相談員、精神科若しくは小児科を専門とする医師又は保健師、児童心理司、心理療法担当職員、

弁護士等を配置するとともに、子供への相談援助活動を行うに当たって専門的・医学的な判断や治療を必要とする場合には、医療機関の受診に関する支援を行うこととしている。

2年4月1日現在、全国の計219の児童相

児童相談所の設置状況・職員配置状況
 (各年4月1日現在)

年次	児童相談所数	児童福祉司数	児童心理司数
平成23年	206	2,606	1,162
平成24年	207	2,670	1,193
平成25年	207	2,771	1,237
平成26年	207	2,829	1,261
平成27年	208	2,934	1,293
平成28年	209	3,030	1,329
平成29年	210	3,235	1,355
平成30年	210	3,426	1,447
平成31年	215	3,817	1,570
令和2年	219	4,553	1,800

提供：厚生労働省

談所には、4,553人の児童福祉司、706人の医師、180人の保健師及び1,800人の児童心理司が配置されている。

(13) 里親制度の充実

【施策番号51】

厚生労働省においては、虐待を受けたなどの事情により代替養育を必要とする子供について、平成28年5月に成立し、29年4月に全面施行された児童福祉法等の一部を改正する法律で定められた家庭養育優先原則に基づき、里親やファミリーホームへの委託の推進を図っており、里親のリクルート及びアセスメントから研修、マッチング及び養育支援に至るまで、里親養育を一貫して支援する体制を整備する市区町村に対して支援を行う里親養育包括支援（フォスタリング）事業を実施している。令和3年度予算では、フォスタリング機関と市区町村が連携して里親制度の普及促進や新たな里親の開拓等を一層推進するため、同機関と市区町村との連絡調整に必要な連携コーディネーターの配置等の支援に要する経費を盛り込んでいる。

(14) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

【施策番号52】

ア 厚生労働省においては、児童相談所が夜間・休日を問わずいつでも相談に応じられる体制を整備するための予算補助を行っており、令和3年4月現在、全ての児童相談所（74市区町村・225か所）において、24時間・365日対応可能な体制が確保されている。

【施策番号53】

イ 厚生労働省においては、都道府県が、児童相談所では対応困難な医学的判断・治療が必要となるケースに迅速・適切に対応するため、地域の医療機関を協力医療機関として指定し、個々のケースに応じた心身の治療の必要性等について医学的見地から専門的・技術的な助言を受ける取組に対し、

予算補助を行っている。

(15) 被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

【施策番号54】

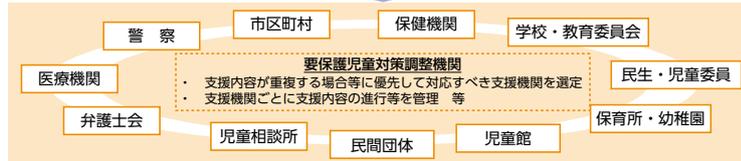
地方公共団体が設置する要保護児童対策地域協議会においては、虐待を受けている子供等の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所、学校・教育委員会、警察等の関係機関と、要保護児童やその保護者等（以下「支援対象児童等」という。）に関する情報共有や支援内容の協議を行うこととしており、その結果を踏まえ、関係機関が適切な連携を図り対応している。同協議会は、平成30年4月現在、99.7%の市区町村で設置されている。

また、令和元年6月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律により、同協議会から情報提供等の求めを受けた関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないこととされたほか、虐待を受けた子供が住所等を移転する場合には、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は、移転先の住所等を管轄する児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は、同協議会が速やかに情報共有を行うことができるようにするための措置を講ずることとされた。

要保護児童対策地域協議会

果たすべき機能

- 支援対象児童等の早期発見及び適切な保護・支援を図るためには、
- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
 - ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要
- であり、市区町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、
- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確化するなど、責任体制を明確化する
 - ② 個人情報の適切な保護及び関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



	平成28年	平成29年	平成30年
設置市区町村数（設置割合）	1,727 (99.2%)	1,735 (99.7%)	1,736 (99.7%)
登録ケース数（うち児童虐待）	219,004 (97,428)	260,018 (101,807)	238,642 (108,041)

※いずれも、各年4月1日現在の数値

【出典】平成28年：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、29・30年：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ
提供：厚生労働省

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活動概要

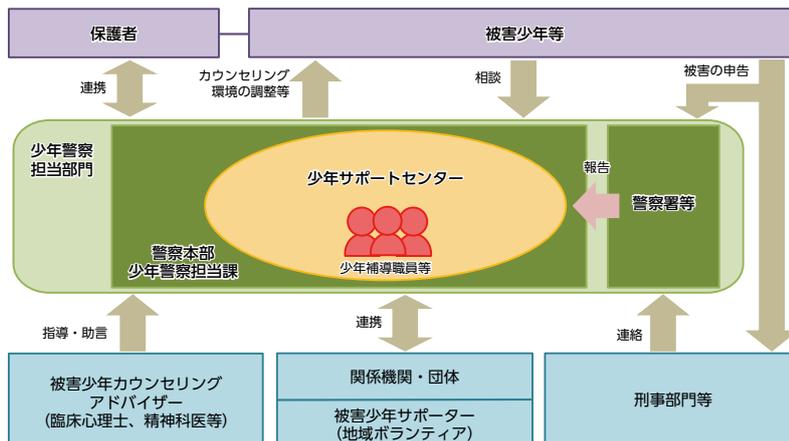
学校における教育相談体制の充実に向けて

多様な社会的背景により様々な課題を抱える児童生徒に対する教育相談の充実に図るためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、教職員とは異なる専門性や経験を有する専門的な職員を学校に配置し、教職員と共に、その専門性を発揮していくことが重要である。



提供：文部科学省

被害少年への支援活動



(16) 被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

【施策番号55】

ア 文部科学省においては、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校における教育相談体制の充実に取り組んでいる。具体的には、児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの学校等への配置及び緊急支援のための派遣に対し、予算補助を行っている。令和元年度までに、全ての公立小・中学校（約2万7,500校）にスクールカウンセラーを配置することを目標とし、同年度予算では、当該配置に要する経費を措置した。また、福祉の専門的な知識・技能を用いて児童生徒を支援するスクール

ソーシャルワーカーの教育機関等への配置に対しても、予算補助を行っている。同年度までに、全ての中学校区（約1万中学校区）にスクールソーシャルワーカーを配置することを目標とし、同年度予算では、当該配置に要する経費を措置した。

【施策番号56】

イ 教員が犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、大学の教職課程においては、カウンセリングに関する基礎的な知識を含む教育相談の理論及び方法が必修とされている。また、地方公共団体の教育相談指導者を対象として、犯罪被害者等に関する内容を含む教育相談の研修を実施している。

コラム 3

きょうだいが犯罪被害に遭うということ

令和2年10月16日に開催された「全国犯罪被害者支援フォーラム2020」（主催：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク、日本被害者学会、公益財団法人犯罪被害救援基金、警察庁）における犯罪被害者御遺族による講演「被害者の声」の要旨を紹介する。

講演者：御手洗さん（犯罪被害者御遺族・ごきょうだい）

インタビュアー：大岡由佳さん（武庫川女子大学准教授）

講演者の御手洗さんは、平成16年6月、長崎県佐世保市で小学6年生の女子児童が同級生の女兒にカッターナイフで切りつけられ死亡した女子児童殺害事件の被害者のお兄さんです。事件当時は中学3年生で、高校進学後に「保健室登校」になり、事件の整理がつかず、先の見えないトンネルのような日々が続きました。今年で事件から16年、当時の思いやその後の状況等をインタビュー形式でお話しいただきました。

インタビュアーは、武庫川女子大学准教授の大岡由佳さんです。

●先生たちに囲まれ事件を知った

大岡：事件から16年が経ちました。加害女兒は家庭裁判所に送致され、児童自立支援施設に入所しましたが、その後、退所しています。改めて事件を振り返って感じられることや、今の心や体の状態はいかがですか。まず、事件を初めて聞いた辺りからお話してください。

御手洗：当時、一緒に暮らしていたのは父親と自分と妹の3人でした。中学生だった私は、5時限目に突然、担任の先生に「話があるので来てくれ」と言われ、相談室に呼び出されました。部屋には校長先生をはじめ7、8人の先生が待機していました。校長先生からA4の紙を渡され、「まず、

これを読んでくれ」と言われました。それはヤフーの記事で、妹が殺されたとはっきり書かれています。ニュースになっているから事実だと理解はできるのですが、頭に入ってこず、最初に出た言葉が「これをやったのは誰ですか」でした。校長先生は「そういうことは気にしないでいい」と一言だけ。先生方も黙りこくってしまいました。

大岡：事件後、ご家族と合流された時、お父様の様子やご自身の状況はどうでしたか。

御手洗：父親と合流したのは夕方の5時か6時で、それまでは相談室で待機していました。学校に来た父親の目の焦点が合っていないのです。『あ、これはまずい。今、父親に何かしら刺激を与えると、下手したら父親まで失うかもしれない』。そのように思い、とにかく何を言われても「分かった。大丈夫」と答え安心させようと子供なりに考えました。

大岡：事件から学校復帰に至るまでの間、ご家族や周囲の人々はどのような状況でしたか。

御手洗：父親は目がうつろで、心ここにあらずのような状況でした。父親を安心させるという意味でも、早く学校に復帰したいと思っていました。当時、家の前が警察署で、マスコミの方がたくさんいて、なかなか外に出ることも難しかったので、どうしても部屋の中にいる時間が長かったです。

●1年経って「きつい」と言えた

大岡：2学期から学校に復帰されますが、中学校卒業までの生活やその後の状況についてもお聞かせください。

御手洗：学校復帰に際してカウンセラーやお医者さんと話すことはありませんでした。父親を診察した精神科医と話す機会はありましたが、「君はどう？」というような形で聞かれ、父親に心配をかけたくないという思いが強く、「大丈夫です」としか言えませんでした。学校にはスクールカウンセラーがいましたが、アプローチもなく、普通に学校に通い、普通に生活したという感じでした。

大岡：「普通に生活する」というのは並々ならぬことだと思うのですが、勉強や受験はどうだったのですか。

御手洗：逆に勉強することで事件から目を背けていました。成績も上がりましたが、学校でよく居眠りをしました。夜はなかなか眠れませんでした。夢で、最初に事件を聞かされた場面が出てくる。そんな状況が続きました。

大岡：高校時代はどうでしたか。

御手洗：父親も仕事に復帰して、私も高校に入り、5月になって、父親のことを考える時間が少なくなり、自分自身に目を向ける時間が増えました。そうすると、事件の前の段階のことから考え出し、加害者の女児を含め妹の友人関係とか、トラブルとかを聞いていたので、それをきちんと父親に伝えていれば事件は起きなかったのでは、と考え、自分を責めるようになりました。

それに捕らわれ、うまく体が動かせず、教室に行くことができない。学校には行くのですが、居場所を求めて保健室へ。養護の先生に、事件の話を含め、自分がどうしてこういう考えに捕らわれたか、とにかくきついと話しました。その先生には、「保健室は常に開けておくから、朝から夕方までいい」と言われました。初めて口に出し、居場所を確保できたのは一つ前進でした。

その後も保健室登校が続きましたが、結局、学校から父親に連絡が入り、初めて父親に「きつい」と口に出し、自分がどうしたらいいか分からないと話しました。事件からほぼ1年経って、やっと口にできた言葉でした。

大岡：医療機関やカウンセラーとの関わりについてはどうでしたか。

御手洗：結局、最初に入學した高校は辞め、その後、いくつかの病院を回りました。その際感じたことですが、自分の方から一生懸命話をする。でも何か反応がない。一方的に話しているような感覚になって「きつく」なる。自分はどうしたいか、どう思っているのか、より深く掘り下げるには、ほかの人からうまく切り込んでもらって「こういう部分はどうか？」というように細かく区切って話をさせてもらうことができたかと思いました。ただ、病院巡りは父親も一緒だったので、『自分の話を聞いても父親は壊れない。きついということを親に言ってもいいんだ』と分かったという意味では有意義でした。

●クラスメイトが支えになった

大岡：事件の当初、もし民間被害者支援団体が関わっていたとするならば、どのような支援をしてほしかったか教えてください。

御手洗：あくまでもうちのケースですが、父親の会社の方が料理、洗濯、買い物などの支援をしてくださいました。学校との調整やマスコミ対応もしてくださいました。逆に言えば、そういったことが被害者支援団体に求められることなのかなと感じています。

大岡：御手洗さんにとって何が支えになったのでしょうか。

御手洗：一番はクラスメイトです。事件から1か月後、まず友人が遊びに行こうと誘ってくれました。後から聞いた話ですが、友人が「どう接したらいいか分からない」と担任の先生に相談したところ、先生は「深く考える必要はない。事件の前と何も変える必要はない」と言ってくださったそうです。『自分が安心して学校に戻っても問題ないんだ』と思えるきっかけにもなりました。

大岡：同じ仲間、子供の支援が非常に大切だと思いましたが、逆に足りていなかったことがあればお聞かせください。

御手洗：いくつかあります。まず、事件を聞かされた場面を今でも夢に見るぐらいきつい。狭い部屋で先生方に囲まれて過ごした時間が強く心に残っています。子供に対してどう事件を伝えるか。自分のように7、8人の先生に囲まれて、という状況はよくありません。子供の場合、最終的に学校に戻ります。戻る場所がトラウマになってはまずいです。

●きょうだい、子供の支援はちょっと目線を下げて

大岡：次に加害者の女兒に関する質問です。加害者の女兒に対して「謝るなら、いつでもおいで」と著書に書かれていますが、その心境をお聞かせください。

御手洗：「謝ったら許してあげる」ということではありません。彼女が謝ることができる状態にまできちんと更生していると信じているからです。自分にとっては、謝るという行為があって初めて、これ以上彼女に捕らわれることはなくなるだろうと思っています。自分の生活に戻り、スタートラ

インに立ちましようという意味を込めての言葉です。

大岡：最後に一言いただいて締めたいと思います。

御手洗：被害者支援に関わる方々には、ちょっと目線を下げて、ちょっと身長の高い子たちの方に目を向けてほしいと思います。親だけじゃなく、子供にも連絡先を渡して「いつでも連絡していいよ」、「どんな話でも聞くよ」と一言言ってあげる。もしかすると子供から連絡が入り、支援に早く入れる可能性もあります。「君も見ているよ」という姿勢を見せてほしい。そういう姿勢で臨めるような環境を整えてほしいと思っています。

(17) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進

【施策番号57】

人格形成の途上にある少年が犯罪被害を受けた場合には、その後の健全育成に与える影響が大きいことから、警察においては、被害少年の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年補導職員等による指導・助言やカウンセリング等の継続的な支援を行っている。

被害少年の支援については、公認心理師等の資格を有する部内カウンセラーによる支援体制の充実を図るとともに、臨床心理学、精神医学等の高度な知識・技能を有する部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、その指導・助言を受けながら適切に支援を行っている。

令和2年中、児童ポルノ事犯の検挙を通じて新たに特定された被害児童の数は1,320人であり、このうち16.0%は抵抗する手段を持たない小学生以下の低年齢児童であるほか、SNSの利用に起因して児童買春等の被害に遭った児童の数が1,819人に上るなど、子供の性被害をめぐる情勢は依然として厳しい状況にある。警察においては、このような情勢を踏まえ、「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）（平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係府省庁と連携し、被害児童の迅速な保護及び適切な支援に向けた取組を推進して

いる。

(18) 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実

【施策番号58】

警察においては、令和3年4月現在、45都道府県警察で計185人（うち臨床心理士105人）の部内カウンセラーを配置するとともに、全ての都道府県警察においてカウンセリング費用の公費負担制度を運用している（P26【施策番号15】参照）。

警察におけるカウンセリングの様子（模擬）



(19) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

【施策番号59】

厚生労働省においては、性犯罪被害者その他の緊急避妊を必要とする者が、緊急避妊薬の使用目的や使用方法等を含め、緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等を通じて情報提供を行っている。

(20) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用**【施策番号60】**

厚生労働省においては、医師、看護師等が連携し、各々の専門性を発揮して性犯罪・性暴力等の被害者への支援に取り組んでいる実践的な事例を盛り込んだ「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」を作成し、ウェブサイト (<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ehf7.html>) 等で周知している。

(21) ワンストップ支援センターの設置促進**【施策番号61】**

ア 警察庁においては、関係府省庁、地方公共団体及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等に対し、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」を通じてワンストップ支援センターの設置状況や効果的な広報啓発活動に関する情報提供を行うなどして、地方公共団体における性犯罪被害者支援に係る関係部局、医療機関及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体による連携・協力の充実・強化を要請している。

【施策番号62】

イ 内閣府においては、性犯罪被害者等が安心して相談し、必要な支援を受けることができる環境を整備するため、地方公共団体の職員や性犯罪被害者等の支援を行う相談員等を対象とした研修を実施し、先進的な

取組等の好事例を紹介するなどしている。令和2年度には、オンライン研修教材を新たに開発し、地方公共団体の職員等に提供した。

【施策番号63】

ウ 厚生労働省においては、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師等の医療関係者等からワンストップ支援センターの開設に向けた相談があった場合には、協力可能な医療機関の情報を収集し、当該団体等に提供することとしている。

【施策番号64】

エ 厚生労働省においては、医療機能情報提供制度 (P34【施策番号41】参照) の内容に、医療機関におけるワンストップ支援センターの設置の有無に関する項目を設け、地域住民や患者に対して情報提供を行っている。

【施策番号65】

オ 内閣府においては、ワンストップ支援センターの設置について、2年までに全ての都道府県に設置するとの目標を前倒しし、平成30年10月に全ての都道府県における設置を実現した。また、29年度に創設した性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金を活用し、同センターの運営の安定化及び支援機能の強化を図るため、各地方公共団体の実情に応じた取組への支援の充実に努めている (警察庁における取組については、P92【施策番号201】を参照)。

トピックス**ワンストップ支援センターの全国共通短縮番号「#8891(はやくワンストップ)」**

令和2年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」(20歳以上の男女5,000人を対象)によると、14人に1人の女性が無理やり性交等される被害を経験しており、そのうち、誰にも相談しなかったという人の割合は約6割に上る(男性は100人に1人が被害を経験し、誰にも相談しなかったという人の割合は約7割であった。)

ワンストップ支援センターは、性犯罪・性暴力の被害者に対し、被害直後からの総合的な支援を、病院をはじめ、可能な限り1か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ること等を目的として、全ての都道府県に置かれている組織である。

性犯罪・性暴力の被害者がワンストップ支援センターに速やかにアクセスできることが重要であるが、ワンストップ支援センターごとに個別の電話番号が設けられていることから、相談者が電話をかける際、個別の電話番号を調べなければならなかった。

そこで、内閣府においては、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、同年10月に、全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」を導入した。相談者が「#8891」に電話をかけると、最寄りのワンストップ支援センターにつながる仕組みとなっている。

「#8891（はやくワンストップ）」という番号には、「一人で悩まず、すぐに相談してください」という思いが込められており、同年11月に実施した「女性に対する暴力をなくす運動」をはじめとする機会を通じ、ポスター、リーフレット及びカードを地方公共団体やワンストップ支援センター等の関係機関に配布し、広報を行っている。



(22) 犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の養成等

【施策番号66】

ア 警察庁においては、一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進するとともに、都道府県臨床心理士会の被害者支援担当者を集めた研修に職員を派遣し、犯罪被害者等施策に関する講義を実施している。

また、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）の実施に当たり、一般社団法人日本臨床心理士会、都道府県臨床心理士会及び臨床心理士受験資格に関する指定大学院に広報啓発ポスターや啓発イベン

トの開催案内を送付し、臨床心理士等の参加を呼び掛けるなどしている（犯罪被害者週間については、P107トピックス「犯罪被害者週間」を参照）。

【施策番号67】

イ 警察庁においては、社会福祉士がインターネットを通じていつでも基本法や第3次基本計画の内容等について学ぶことができるe-ラーニングのコンテンツ作成に関して公益社団法人日本社会福祉士会に協力し、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する社会福祉士の養成及び研修の実施に努めている。

また、厚生労働省と連携し、犯罪被害者週間の実施に当たり、同会、都道府県社会

福祉士会、社会福祉学科等を設けている大学、公益社団法人日本看護協会等に広報啓発ポスターや啓発イベントの開催案内を送付し、社会福祉士等の参加を呼び掛けるなどしている。

(23) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

【施策番号68】

文部科学省においては、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、会議等を通じて促している。

各法科大学院においては、犯罪被害者等の実態を把握・分析し、その法的地位、損害回復の方法、支援における課題等について考察する「被害者学」、「被害者と法」等の授業科目を開設するなどの取組を行っている。

(24) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

【施策番号69】

厚生労働省においては、医療機能情報提供制度（P34【施策番号41】参照）を運用し、犯罪被害者等を含む地域住民や患者が医療に関する情報を得られ、適切に医療機関を選択できるよう支援している。

(25) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

【施策番号70】

ア 個人情報保護委員会及び厚生労働省においては、医療機関等における個人情報の適切な取扱いを確保するため、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長、老健局長通知）を定め、医療機関等に適切な対応を求めている。

また、厚生労働省においては、「診療情報の提供等に関する指針」（15年9月12日付け厚生労働省医政局長通知）を定め、医療機関等に適切な対応を求めている。

さらに、医療法に基づき設置されている都道府県等の医療安全支援センターにおいては、患者やその家族から個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談を受けた場合には、当該患者等又は苦情・相談のあった医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行うこととされている。

加えて、個人情報保護委員会及び厚生労働省においては、医療保険者について、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（29年4月14日付け個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省保険局長通知）等の関連ガイダンスを定め、健康保険組合等に適切な対応を求めている。

【施策番号71】

イ 金融庁においては、犯罪被害者等の保険利用に関する情報ははじめとする個人情報の取扱いに関し、保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法等に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応を行っている。

2 安全の確保（基本法第15条関係）

(1) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用

【施策番号72】

検察庁においては、事件の処理結果、公判期日、裁判結果等のほか、希望があるときは不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子等を犯罪被害者等に通知する、全国統一の被害者等通知制度を運用している。

平成19年12月には同制度を拡充し、犯罪被害者等の希望に応じ、判決確定後における加害者の処遇状況等について、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して通知している。具体的には、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。26年4月以降は、加害者の受刑中の刑事施設における褒賞及び懲罰の状況についても通知することとした。

また、19年12月以降、犯罪被害者等の希望に応じ、保護処分決定後における加害者の処遇状況等について、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して通知している。具体的には、少年院送致処分又は保護観察処分を受けた加害少年について、少年院における処遇状況に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。26年4月以降は、加害者の少年院在院中における賞、懲戒及び問題行動指導の状況についても通知することとした。

保護観察所においては、保護観察中の処遇状況に関する事項の一つとして、従前は保護観察の終了予定年月のみを犯罪被害者等に通知していたが、同月以降は、これを年月日まで通知するほか、特別遵守事項に基づき実施する特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムの実施状況についても通知することとした。

また、保護観察の開始に関する事項を通知する際、心情等伝達制度を含む更生保護における犯罪被害者等施策に関するリーフレット等を添付するなどして、被害者等通知制度を利用する犯罪被害者等に心情等伝達制度を周知し、問合せに応じて同制度の説明を行っている。

令和2年中の被害者等通知制度による通知希望者数は7万9,286人であり、実際の通知者数（延べ数）は13万1,351人であった。

被害者等通知制度の運用状況

年次	通知希望者数	通知者数（延べ数）
平成26年	79,660	135,545
平成27年	77,874	133,863
平成28年	74,399	131,452
平成29年	73,503	128,630
平成30年	76,144	131,209
令和元年	76,590	132,443
令和2年	79,286	131,351

提供：法務省

(2) 加害者に関する情報提供の適正な運用

【施策番号73】

警察においては、「再被害防止要綱」（平成31年3月27日付け警察庁刑事局長等通達別添）に基づき、同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、再被害防止のための関連情報の収集、関連情報の教示・連絡体制の確立と再被害防止対象者の要望の把握、自主警戒指導、警察による警戒措置、加害者への警告等の再被害防止措置を実施している。

これらの再被害防止措置の実施に当たっては、関係機関が緊密に連携しており、法務省においては、犯罪被害者等が加害者との接触回避等の措置を講じることにより再被害を避けることができるよう、13年10月から出所情報通知制度を運用している。具体的には、警

察から再被害防止措置に必要となる受刑者の釈放等に関する情報（自由刑の執行終了による釈放予定と予定年月日・帰住予定地、仮釈放による釈放予定と予定年月日・指定帰住地等）の通報要請があった場合において、通報を行うのが相当であると認められるときは、当該情報を通報している。

また、犯罪被害者等が希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、犯罪被害者等に対し、受刑者の釈放前に釈放予定を通知している。

同制度については、会議等において周知するとともに、実務担当者から犯罪被害者等に案内している。

令和2年中の出所情報通知制度による通知希望者数は460人であり、実際の通知者数は413人であった。

出所情報通知制度の運用状況

年次	通知希望者数	通知者数
平成26年	414	338
平成27年	450	388
平成28年	426	418
平成29年	438	394
平成30年	523	416
令和元年	459	417
令和2年	460	413

提供：法務省

(3) 警察における再被害防止措置の推進

【施策番号74】

ア 警察においては、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受けて所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

【施策番号75】

イ P47【施策番号73】参照

(4) 警察における保護対策の推進

【施策番号76】

警察においては、暴力団による犯罪の被害者や暴力団との関係を遮断しようとする事業者等に対する危害行為を防止し、その安全確保の徹底を図るため、総合力を発揮した保護対策を推進している。

具体的には、「保護対策実施要綱」（平成31年3月28日付け警察庁次長通達別添）に基づき指定した身辺警戒員に対する教育訓練を実施し、防犯カメラ等の必要な装備資機材を整備するとともに、保護対象者が警備業者の機械警備を利用する場合には、その費用の一部を補助することとしている。

(5) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

【施策番号77】

法務省・検察庁においては、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等からの事情聴取の結果等を踏まえ、その安全の確保を考慮して裁判所に意見を提出するとともに、保釈申請の結果を犯罪被害者等に連絡するなど、適切な対応に努めている。また、会議や研修等の様々な機会を通じ、犯罪被害者等に対する安全配慮についての検察官等への周知に努めている。

(6) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

【施策番号78】

ア 警察においては、配偶者等からの暴力事案等に関し、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関・団体と連携した支援を行うなど、犯罪被害者等の視点に立った適切な対応を図っている。

また、令和2年度には、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害者等に対して警察等への被害申告を呼び掛けるリーフレット約29万部を作成し、関係国の在京大使館・在外公館、非政府組織等の犯罪被害者等の目に触れやすい場所に広く配

布したほか、国内の主要空港等と連携し、デジタルサイネージによる広報を実施するなどしている。

さらに、同リーフレットの多言語版（10か国語に対応）のほか、複数の被害事例を警察庁ウェブサイト（<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/jinshintorihiki/index.html>）上に掲載するなどして、警察等への通報を呼び掛けている。これらのリーフレットや被害事例の作成に当たっては、非政府組織等と意見交換を重ね、犯罪被害者等の視点に立った分かりやすい内容とするよう努めている。加えて、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害者等の早期保護を図るため、平成19年10月から、警察庁の委託を受けた民間団体が市民から匿名で事件情報の通報を受け付け、これを警察に提供して捜査等に役立てる匿名通報事業を実施している。

なお、広報資料「令和2年における人身取引事犯の検挙状況等について」を、警察庁ウェブサイト（<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/hoan/jinshin.pdf>）上に掲載している。

児童虐待事案については、街頭補導、少年相談等の様々な活動を通じ、被害の早期

発見及び児童相談所への確実な通告に努めている。また、平成22年2月から匿名通報事業の対象に児童虐待事案を追加しているほか、児童相談所長又は都道府県知事による児童の安全確認、児童の一時保護及び立入調査を円滑に実施するための援助や要保護児童対策地域協議会等への参画等、児童相談所、学校等の関係機関との連携強化に努めている。

厚生労働省においては、配偶者等からの暴力事案の被害者、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害者等の保護・支援に関し、婦人相談所と児童相談所、警察等の関係機関との緊密な連携が不可欠であることを踏まえ、当該連携の充実を図っている。特に、配偶者等からの暴力事案の被害者の保護・支援については、関係機関相互の認識の共有・調整が不可欠であることから、婦人相談所においては、警察、福祉事務所等の関係機関との連携を図るため、連絡会議や事例検討会議を開催するとともに、事例集や関係機関ごとの役割等を掲載したパンフレットを作成し、関係機関に配布している。

また、児童相談所においては、触法少年・ぐ犯少年の通告、棄児・迷子・虐待を受けた子供等の要保護児童の通告等について、警察との連携を図っている。児童虐待事案については、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）に基づき、児童相談所と警察との間で共有する情報を明確化し、情報共有の充実・強化を図るなど、児童虐待事案への対応における連携を強化している。

【施策番号79】

- イ 警察庁及び文部科学省においては、警察と学校等関係機関の通報連絡体制や要保護児童対策地域協議会の活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図

匿名通報ダイヤル

り、いじめ等の問題行動による再被害の防止に努めている。

また、警察においては、非行や犯罪被害等の個々の少年が抱える問題に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年に対する指導・助言を行っている。令和2年度も、同チームの効果的な運用等を図るため、警察及び関係機関・団体の実務担当者を集めた協議会を開催した。

文部科学省においては、学校と警察が連携して児童生徒の問題行動に対応できるよう、教育委員会に対し、生徒指導担当者を対象とした会議や通知等を通じて連携体制の整備を促している。

また、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」（平成17年2月25日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を踏まえ、虐待を受けている子供をはじめとする支援対象児童等の適切な保護を図るための関係機関との連携について、教育委員会等に周知している。

(7) 犯罪被害者等に関する情報の保護

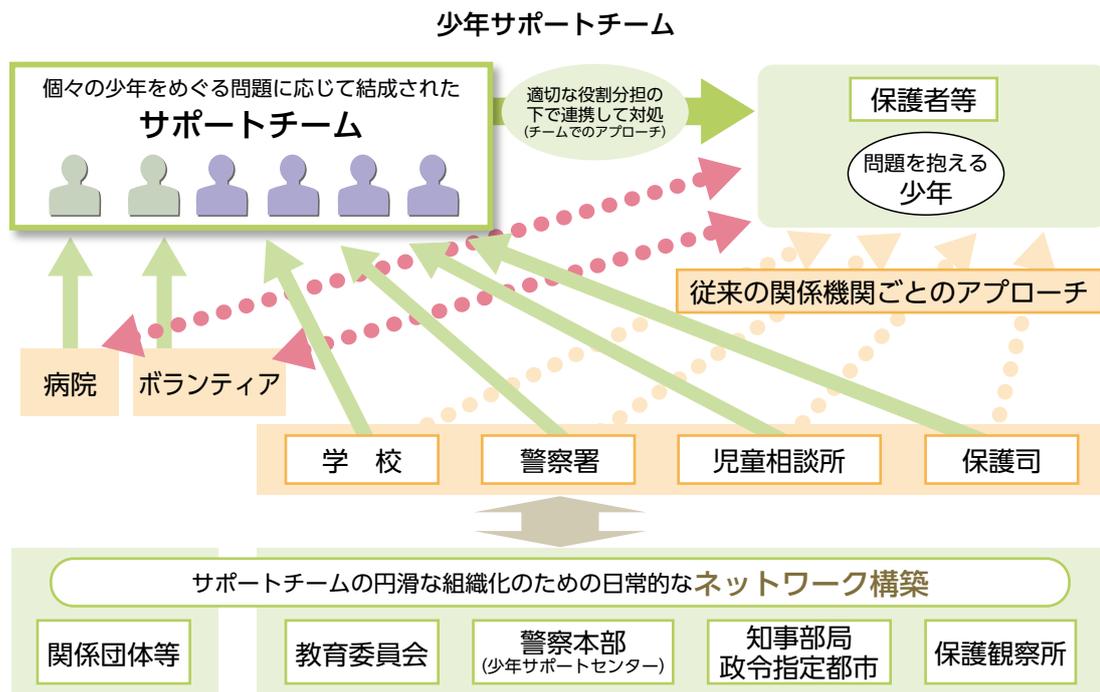
【施策番号80】

ア 法務省・検察庁においては、裁判所の決定があった場合、被害者の氏名及び住所その他の被害者が特定されることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない制度や、検察官が、証拠開示の際に、弁護人に対し、被害者が特定されることとなる事項を被告人に知らせはならない旨の条件を付するなどの措置をとることができる制度等について円滑な運用を図るとともに、会議や研修等の様々な機会を通じ、検察官等への周知に努めている。

更生保護官署においても、犯罪被害者等に関する情報を適切に管理するよう、会議や研修等の機会を通じて周知徹底を図っている。

【施策番号81】

イ 検察庁においては、ストーカー事案に関し、事案に応じた適切な対応を行うとともに、捜査・公判の各段階において、犯罪被害者等に関する情報の保護に配慮した適切な対応に努めている。また、法務省・検察庁においては、会議等の機会を通じて検察



官等へのこれらの周知に努めている。

【施策番号82】

ウ 法テラスにおいては、常勤弁護士を含む職員に対し、情報セキュリティに関する研修を実施するなどして、犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分配慮するよう指導している。

【施策番号83】

エ 総務省においては、平成16年に関係省令等を改正し、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案の被害者（以下「DV被害者等」という。）の住民票の写しの交付等を制限する支援措置を講じた。また、18年6月に成立した住民基本台帳法の一部を改正する法律により、犯罪被害者等の保護の観点も含めた住民基本台帳の閲覧制度等の抜本的な見直しを行い、何人でも住民基本台帳の閲覧を請求できる従前の制度を廃止し、個人情報保護に配慮した制度として再構築した。20年には、同様の観点から住民基本台帳法を再度改正し、住民票の写し等の交付制度の見直しを行った。24年には、関係通知を改正し、支援措置の対象として、ストーカー行為及び配偶者等からの暴力等に加え、児童虐待その他これらに準ずる行為を追加した。

さらに、30年には、加害者の代理人から住民票の写しの交付の申出等があった場合には加害者と同視して対応すること、裁判所に提出する必要があるとの理由により犯罪被害者に係る住民票の写しの交付の申出等があった場合には裁判所からの調査嘱託に対応する方法によること等について、それぞれ通知を発出した。

選挙人名簿の抄本の閲覧制度については、住民票の写しの交付等の制限に関する16年の関係省令等の改正を踏まえ、17年には、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案の加害者から支援対象者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧の申出があった場合には拒否すること等を通知した。

また、18年6月に成立した公職選挙法の一部を改正する法律により、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあるなど、市区町村選挙管理委員会が閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは閲覧を拒否できることとするなど、個人情報保護に配慮した制度へと見直しを行い、その厳格な取扱いについて、21年及び27年に周知徹底を図った。

さらに、29年には、加害者以外の第三者から選挙人名簿の抄本の閲覧の申出があった場合であっても、当該申出に係る選挙人が支援対象者であるときは、閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認め、閲覧を拒否できること等を通知し、選挙人名簿の抄本の閲覧制度の一層の厳格な取扱いについて周知徹底を図っている。

法務省においては、24年から、戸籍事務について、戸籍法第48条第2項の規定に基づき、DV被害者等の住所、電話番号等の記載がある届書等の閲覧請求又は当該書類に記載された事項に関する証明書の交付請求がなされた場合であって、DV被害者等から市区町村長に対してその住所等が覚知されないよう配慮を求める旨の申入れがなされ、かつ、住民基本台帳事務における支援措置が講じられているときは、同事務における支援期間が満了するまでの間、DV被害者等の住所等が覚知されないよう適宜の方法でマスキングを施した上で、閲覧請求又は交付請求に応じることとしている。26年からは、DV被害者等の保護の観点から、申入れを行ったDV被害者等から再度申入れを行う意思がないことを確認できるまでの間は、同事務における支援期間が満了していないものとみなして、マスキングを施した上で、閲覧請求又は交付請求に応じることとしている。

また、不動産登記事務について、25年から、不動産の所有権等の登記名義人が登記義務者として当該権利の移転等の登記を申

請するに当たり登記記録上の住所から転居している場合であって、当該登記義務者が、DV被害者等として住民票の写しの交付等を制限する支援措置を受けている支援対象者であるときは、当該支援対象者からの申出により、当該登記の前提である登記名義人の住所の変更の登記を要しない取扱いとしている。27年からは、支援対象者が新たに登記名義人となる場合についても、当該支援対象者からの申出により、現住所の登記を要しない取扱いとしている。

さらに、登記所に保管されている登記申請書及びその附属書類については、利害関係人による閲覧が認められているところ、同年から、これらの書類のうち支援対象者の現住所が記載されている部分については、当該支援対象者からの申出により、閲覧を制限する取扱いとしている。

加えて、供託事務について、25年から、DV被害者等から被害の相談に関する公的証明書をもって供託官に対して申出があった場合には、DV被害者等が供託物払渡請求書に記載する住所について、都道府県までの概括的な記載にとどめることを認める取扱いとするとともに、供託物払渡請求がなされた後に当該申出がなされた場合であって、利害関係人から供託物払渡請求書の閲覧請求がなされたときは、DV被害者等の住所等が覚知されないようマスキングを施した上で閲覧請求に応じることとしており、会議等の機会を通じて周知徹底を図っている。

国土交通省においては、登録事項等証明書の交付事務を行っている運輸支局等に対し、「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（26年7月11日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通達）により、軽自動車検査協会に対し、「検査記録事項等証明書交付請求に係る配

偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（27年1月26日付け国土交通省自動車局整備課長通達）により、それぞれ犯罪被害者等に関する情報の保護に係る手続の厳格な運用を示達するとともに、犯罪被害者等に関する情報管理の徹底を図っている。

また、同年9月から、登録事項等証明書に関し、自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）において出力制限を実施することができるようにしており、犯罪被害者等に関する情報管理の一層の徹底を図っている。

さらに、登録官研修等において、犯罪被害者等の保護のための取扱い及び個人情報保護の重要性に関する研修を実施している。その際、被害相談窓口において、当該取扱いを犯罪被害者等に周知してもらうため、当該窓口を所管する相談機関等と平素から緊密に連携するよう指導している。

【施策番号84】

オ 警察庁においては、犯罪被害者等の実名発表・匿名発表について引き続き適切な発表がなされるよう、都道府県警察の広報担当を集めた会議等の機会を通じて都道府県警察を指導している。

(8) 一時保護場所の環境改善等

【施策番号85】

ア P28 【施策番号25】 参照

【施策番号86】

イ P29 【施策番号26】 参照

(9) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

【施策番号87】

ア 警察においては、児童虐待担当者、少年補導職員等に対し、児童虐待事案を早期に発見するための観点、関係機関との連携の在り方、カウンセリング技術等について指

導・教育を行うなど、警察における児童虐待事案への対応力の強化を図っている。

また、緊急総合対策において、虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられるなど児童の生命又は身体に対する危険性が高い事案に係る情報について、児童相談所と警察との間で共有することが明確化されたことを受け、そのような情報提供を受けた場合や児童相談所から援助要請がなされた場合に迅速・的確な対応を行うなど、児童虐待事案の早期発見・早期対応に努めている。

【施策番号88】

イ 文部科学省においては、緊急総合対策を踏まえ、①学校における児童虐待事案の早期発見に向けた取組及び通告、②関係機関との連携強化のための情報共有、③児童虐待防止に係る研修の実施等の積極的な対応等について、都道府県教育委員会等に通知した。

また、平成31年2月には、千葉県野田市における小学4年生死事案の発生を受け、文部科学副大臣を主査とする省内タスクフォースを設置して再発防止策を検討するとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について（同月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、児童虐待事案に係る情報の管理及び関係機関の連携に関する新たなルールについて、都道府県教育委員会等に通知した。

さらに、令和元年5月には、学校・教育委員会等が児童虐待事案への対応に当たって留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成・公表した。

このほか、児童生徒の相談をいつでも受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。

【施策番号89】

ウ 文部科学省においては、地域における児

童虐待事案の未然防止等に資する取組として、子育てに関する悩みや不安を抱えながら、自ら学びの場や相談の場等にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進している。

また、地域において児童虐待事案に早期に対応できるよう、地域における家庭教育支援関係者や放課後子供教室等の地域学校協働活動関係者等が児童虐待事案への対応に当たって留意すべき事項をまとめた「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」(元年8月作成、3年3月一部改訂)を活用するよう周知している。

さらに、2年11月の児童虐待防止推進月間において、子供の育ちに関わる全国の家庭・学校・地域の関係者に対し、児童虐待事案の根絶に向けた文部科学大臣のメッセージを発信した。

【施策番号90】

エ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が元年6月に成立し、一部の規定を除き2年4月に施行された。

厚生労働省においては、緊急総合対策に

家庭教育支援チームによる家庭訪問の様子



提供：文部科学省

基づき、子供の安全確認ができない場合における立入調査の実施等、全ての子供を守るためのルールの徹底等に取り組んでいる。また、緊急総合対策を受けて決定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、令和4年度末までに、児童相談所の児童福祉司を平成29年度（約3,240人）から2,020人程度増員するとともに、子ども家庭総合支援拠点を全ての市区町村に設置することとするなど、児童相談所及び市区町村の体制及び専門性の強化を図っていたところ、児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえ、児童福祉司等の増員については、同プランにおける目標時期を1年前倒しし、令和3年度末までに同プランにおいて掲げられた増員の実現を目指して

いる。

さらに、虐待を受けたと思われる子供を発見した際等にためらわず児童相談所に通告・相談できるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」を運用している。これまで、児童相談所に電話がつながるまでの時間を短縮するため、平成28年4月に音声ガイダンスの短縮を行うとともに、30年2月には携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの運用改善を進めてきたところ、令和元年12月から、従来の「児童相談所全国共通ダイヤル」の名称を「児童相談所虐待対応ダイヤル」に変更するとともに、新たに「児童相談所相談専用ダイヤル」を開設した。その上で、「児童相談所虐待対応ダイヤル」の通話料の無料化を行い、利便性の向上を図った。

トピックス

児童相談所における犯罪被害者等支援 ～東京都の児童相談所における被虐待児童等への対応～

児童相談所は、市区町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、家族等からの子供に関する相談に応じ、子供が抱える問題、子供の真のニーズ、子供の置かれた環境等を的確に捉え、個々の子供や家族等に最も効果的な援助を行い、もって子供の福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主な目的として都道府県等に設置される行政機関であり、全国に225か所設置されている（令和3年4月現在）。

このうち、東京都の児童相談所における被虐待児童等への対応状況等は、次のとおりである。

○児童相談所の体制

東京都には、令和3年4月1日現在10の都立の児童相談所が設置されており、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師等の専門スタッフが相談対応等に当たっている。これらの児童相談所では、虐待相談をはじめとする困難なケースに的確かつ効率的に対応するため、チーム制を導入している。

また、児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、各児童相談所に、児童福祉司が中心的役割を担う、児童虐待対応協力員や虐待対応強化専門員から成る「虐待対策班」を設置し、初期対応の強化を図っている。

○虐待相談体制の強化

東京都の児童相談所における相談対応件数の約半数が虐待相談で、元年度の虐待相談への対応件数は、過去最多の2万1,659件となっており、児童福祉司及び児童心理司の計画的な増員を図っている。

また、キャリアを活用した採用方式などを導入し、様々な資質や能力を備えた人材や、専門的知識や経験を有する外部の人材の確保を図っている。

○虐待相談の流れ

児童相談所が虐待の通告や相談を受けた場合には、速やかに「緊急受理会議」を開催して緊急性を判断するとともに、通告受理後48時間以内に子供の安全確認を実施し、必要に応じて一時保護を行っている。

虐待を受けた子供や家族への援助に当たっては、取扱事例に関する調査や心理診断等の結果を総合的に判断し、子供の利益を第一に方針を決定している。援助には、家庭を離れて養育家庭（里親）や児童福祉施設等で生活しながらケアを受けるもの、家庭で生活しながらケアを受けるもの等がある。

児童相談所における虐待対応は、虐待を受けて心や身体に傷を負った子供のケアを第一に、家庭において再び児童虐待が起きないように、子育ての方法等を保護者と共に考え、適切な養育方法を学び実践できるよう援助している。

○被害確認面接

被害事実の聞き取り回数を減らすなどして子供への心理的負担を軽減しつつ、子供自身の言葉で被害事実を語ってもらうため、研修を受けた職員による「被害確認面接」を行っている。

事件性の高い児童虐待事案の場合には、子供への負担をできる限り少なくするため、必要に応じ、検察、警察及び児童相談所の3機関の代表者1名による面接（協同面接）を行っており、事案の内容等を早期に共有することで、各機関が相互理解の下で協力しながら、子供への支援を進めることができる。3機関では、事例検討も定期的実施している。

また、職員研修では、模擬面接等の演習型研修も取り入れ、対応力の強化に努めている。

○家族再統合のための援助事業

虐待の再発防止を図るため、子供及び保護者に対して、様々な心理療法（グループや個別）を行うなど、家族関係を再構築する援助プログラムを実施している。

具体的には、幼児や小学生を対象とした親子グループ心理療法、施設入所中の幼児を対象としたグループ心理療法、父親を対象としたグループ心理療法、母親を対象としたグループ心理療法及び養育者を対象とした心理教育を行っている。

○体罰によらない子育ての推進

平成31年4月に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」が施行され、保護者による体罰の禁止が明記された。

○相談窓口

・児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」

虐待かもと思った時等にすぐ通告・相談できるよう、全国共通の電話相談を24時間365日体制で受け付けている（通話料は無料）。

- ・LINE相談（子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京）
LINEを活用した相談窓口を設置し、児童や保護者がアクセスしやすい相談体制を整備している。



東京都
子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京 LINE

子育ての悩み・困っていること
LINEで相談しませんか

秘密は守ります

毎日受付 OSEKKAIくん

- 対象：都内在住の児童（18歳未満）・保護者
- 相談対応時間：平日 午前9時～午後11時（受付は午後10時30分まで）
土日祝 午前9時～午後5時

リサイクル適性(A) このポスターは、自然素材の紙で印刷されています。

- ・子供の権利擁護専門相談事業（0120-874-374）
はなしてみなよ
子供の権利擁護電話相談員が、いじめ、体罰等子供の権利侵害に関する子供からの相談や都民からの通告等を電話で受け付け、必要な助言を行うとともに、権利侵害の状況に応じ、弁護士等の子供の権利擁護専門員への面接相談へつなげるなどして問題解決を図っている。



一東京子供ネット

ひとりでも悩まないで

いじめ・体罰などの相談を受けています

フリーダイヤル 0120-874-374
携帯可

相談時間

月～金 あさ9時～よる9時
土・日・祝日 あさ9時～ゆうがた5時

○子供の権利擁護専門員への面接予約もできます。

メッセージダイヤル 24時間かけられます

270
他の人のメッセージを聞いたり、あなたの意見を入れることができます。

フリーダイヤル 0120-874-376 東京都

©Yoshihiro Nasa
子供の権利擁護専門相談事業

(10) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施

【施策番号91】

社会保障審議会児童部会の下に設置されている児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会においては、平成16年から、児童虐

待事案による死亡事例等について分析・検証し、当該事例等から明らかになった問題や課題への具体的な対応策を、提言として毎年取りまとめており、令和2年9月には、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第16次報告）」を取りまとめた。

第16次報告においては、心中以外の虐待死（51例・54人）中0歳児が最も多く（22例・22人）、うち月齢0か月児が高い割合を占めること、妊娠期・周産期における問題として「遺棄」、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」及び「妊婦健診未受診」が高い割合を占めること等が特徴として挙げられた。

(11) 再被害の防止に資する教育の実施等

【施策番号92】

法務省においては、矯正施設に収容されている加害者のうち必要な者に対し、犯罪被害者等の心情等を理解させるためのオリジナル教材等を活用した「被害者の視点を取り入れた教育」の受講を義務付けている。同教育の一環として、犯罪被害者等や犯罪被害者等支援に関係する者等による直接講話を実施するなど、関係者の協力を得て、同教育の充実を図っている。

同教育は、被収容者に対し、自らの犯した罪と向き合い、その大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させ、犯罪被害者等に誠意を持って対応するとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせることを目標としており、社会復帰後の犯罪被害者等への対応の改善、再犯の防止等につながることを期待できる。

(12) 再被害の防止に資する適切な加害者処遇

【施策番号93】

ア 法務省においては、性犯罪者、ストーカー事案の加害者等の保護観察対象者について、事案に応じ、違反した場合に仮釈放の取消し等の不良措置がとられることを前提に、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項として、被害者等への接触の禁止等の事項を設定している。

また、性犯罪者等の特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対し、専門的処遇プログラムの受講を特別遵守事項として設定し、これを遵守するよう指導監督している。

さらに、事案に応じ、慰謝の措置や被害

弁償に努めること等の生活行動指針を設定し、これを守る努力をするよう指導監督している。

仮釈放者及び少年院仮退院者については、仮釈放等審理における意見等聴取制度が施行された平成19年12月以降、犯罪被害者等から聴取した意見等を踏まえ、一層適切に特別遵守事項を設定している。

【施策番号94】

イ 警察においては、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案の加害者として刑事施設に収容され仮釈放となった者及び保護観察付執行猶予者について、保護観察所と緊密かつ継続的に連携し、これらの者の特異動向等を双方で迅速に把握した上で、必要な措置を講じている。

（法務省における取組については、P57【施策番号93】参照）

【施策番号95】

ウ 法務省においては、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、しよく罪指導のためのプログラムを策定し、全国の保護観察所において、一定の重大な罪を犯した保護観察対象者に対し、次のとおり個別指導を行っている。

- (ア) 自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させる。
- (イ) 犯罪被害者等の実情（気持ちや置かれた立場、被害の状況等）を理解させる。
- (ウ) 犯罪被害者等の立場で物事を考えさせ、また、犯罪被害者等に対して謝罪、被害弁償等の責任があることを自覚させる。
- (エ) 具体的なしよく罪計画を策定させる。

(13) 再被害防止のための安全確保方策の検討

【施策番号96】

警察庁においては、関係府省庁と連携した犯罪被害者等の安全確保方策の検討に資するよう、DV被害者等が同一の加害者から再被

害を受けている実態の把握等を目的として、平成29年度に「犯罪被害類型別調査」を実施

した。

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

(1) 職員等に対する研修の充実等

【施策番号100】

【施策番号97】

ア P44【施策番号62】参照

【施策番号98】

イ 警察においては、警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じた犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について教育を実施しているほか、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対し、犯罪被害者等支援や被害者カウンセリング技術等に関する教育及び研修を実施している。

また、犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者等による講演、支援の現場で犯罪被害者等に向き合い犯罪被害者等の心情への共感や理解が深い警察官や有識者による講演、犯罪被害者等支援担当者の体験記の配布等を実施している。

さらに、犯罪被害者等への対応の改善及び二次的被害の防止を図るための教育として、警察本部の犯罪被害者等支援担当課による警察署に対する巡回教育、民間被害者支援団体との連携要領に関する教育、性犯罪被害者への支援要領に関する教育等を実施している。

【施策番号99】

ウ 警察庁においては、都道府県警察に職員を派遣して、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案への対策に従事する警察官に対し、実務に必要な専門的知識・技能を修得させるための教育を実施している。

また、都道府県警察においては、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案をはじめとする人身安全関連事案に対処する警察官に対し、必要な教育を実施し、対処能力の向上を図っている。

エ 警察庁においては、都道府県警察における児童虐待担当者等を対象とした研修において、被害児童の心情に配慮した聴取技能の向上を図るための講義やロールプレイング方式による訓練を行っている。

【施策番号101】

オ 法務省においては、検察官等に対する犯罪被害者等支援に関する講義や更生保護官署の職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等を実施しているほか、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員等を対象として、検察における犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を実施するなど、職員の対応の向上に努めている。

（更生保護官署や矯正施設の職員に対する研修等については、P72【施策番号148、149】参照）

【施策番号102】

カ 法務省においては、検察官等を被害者支援団体等に派遣するとともに、検察幹部が参加する会議等において、犯罪被害者等の心情に配慮して適切な対応に努めるよう指示するなど、職員の対応の向上に努めている。

【施策番号103】

キ 法務省においては、検察官等に対する研修において、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行っている。

【施策番号104】

ク 法務省においては、副検事に対する研修において、交通事件の捜査・公判に関する留意点等を熟知した専門家等による講義や犯罪被害者等の立場等への理解を深めるための講義を行っている。

【施策番号105】

ケ 法務省においては、検察官等に対する研修において、犯罪被害者等からの事情聴取時に配慮すべき事項等、犯罪被害者等の保護・支援に関する講義を行うなどして、検察官等の意識向上に努めている。

【施策番号106】

コ 法テラスにおいては、犯罪被害者支援の窓口となる全国の職員に対し、二次的被害の防止に関する研修等を実施している。

【施策番号107】

サ 厚生労働省においては、犯罪被害者等を含む地域住民への適切な対応を図るため、民生委員が相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識・技能を修得するための研修を実施する都道府県等に対し、当該研修に要する経費の一部を補助している。

民生委員の全国組織である全国民生委員児童委員連合会においては、標準的な研修カリキュラムを定め、各地域において研修の充実が図られるよう、同カリキュラムの普及を図っている。

【施策番号108】

シ 厚生労働省においては、全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会や全国婦人相談員・心理判定員研究協議会において、婦人相談所長や婦人相談員等に対する研修を実施するとともに、平成23年度から、国立保健医療科学院において、婦人保護の中核を担う行政機関の指導的職員に対し、専門的な知識・技能の修得を促す婦人相談所等指導者研修を実施している。また、全国婦人保護施設等連絡協議会が開催する全国婦人保護施設等指導員研究協議会において講演や行政説明を実施し、婦人保護施設の職員の専門性の向上を図っている。

都道府県においては、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、民間団体等で配偶者等からの暴力事案の被害者等の支援を行う職員を対象とした専門

研修を実施しており、厚生労働省においては、当該研修に要する経費を補助している。また、令和2年度予算では、婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方公共団体等が実施する研修を積極的に受講できるよう、当該研修への婦人相談員の派遣や派遣期間中の代替職員の配置に要する経費を補助するとともに、それまで都道府県及び婦人相談所が設置されている政令指定都市でのみ実施していた専門研修について、婦人相談員を配置している市（特別区を含む。）でも実施できることとした。

○ 海上保安庁においては、犯罪被害者等の基本的人権を尊重した適正な職務執行を行うため、海上保安学校等において、犯罪被害者等の基本的人権の尊重に関する教育等を行っている。

(2) 女性警察官の配置等**【施策番号109】**

警察においては、性犯罪被害者が捜査の過程で受ける精神的負担を少しでも軽減するためには、性犯罪被害者の望む性別の警察官が対応する必要があること等を踏まえ、警察本部や警察署の性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪捜査に関する研修を実施するなどして、性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図っている。令和2年4月現在、性犯罪捜査において性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定されている女性警察官等の人数は、全国で8,944人である。

また、都道府県警察本部の性犯罪捜査担当課への性犯罪捜査指導官の設置や同課の性犯罪捜査指導係への女性警察官の配置等により、性犯罪捜査に関する指導体制を整備している。同月現在、都道府県警察の性犯罪捜査担当課の性犯罪捜査指導係員の人数は329人であり、うち女性警察官は127人である。

さらに、性犯罪事件の認知後、証拠資料の採取時における性犯罪被害者の精神的負担を

軽減するため、証拠資料の採取に必要な用具や性犯罪被害者の衣類を預かる際の着替え等をまとめた性犯罪証拠採取セットを整備している。

加えて、事情聴取において相談室や被害者支援用車両を積極的に活用しているほか、事件発生時に迅速かつ適切な診断・治療、証拠資料の採取、女性医師による診断等を行うため、産婦人科医会とのネットワークを構築し、具体的支援を提供するための連携の強化等を図りつつ、適正かつ円滑な性犯罪捜査を推進している。

- 海上保安庁においては、性犯罪等の被害者が捜査の過程で受ける精神的負担を少しでも軽減するため、女性海上保安官による事情聴取や付添い等を行っている。

女性医師による診断の様子（模擬）



(3) 被害児童からの事情聴取における配慮

【施策番号110】

検察庁、警察、児童相談所等においては、被害児童の負担軽減及び被害児童の供述の信用性の確保の観点から連携を強化している。具体的には、被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うとともに、被害児童からの事情聴取に際しては、聴取の場所、回数、方法等に配慮するなどの取組を推進している。

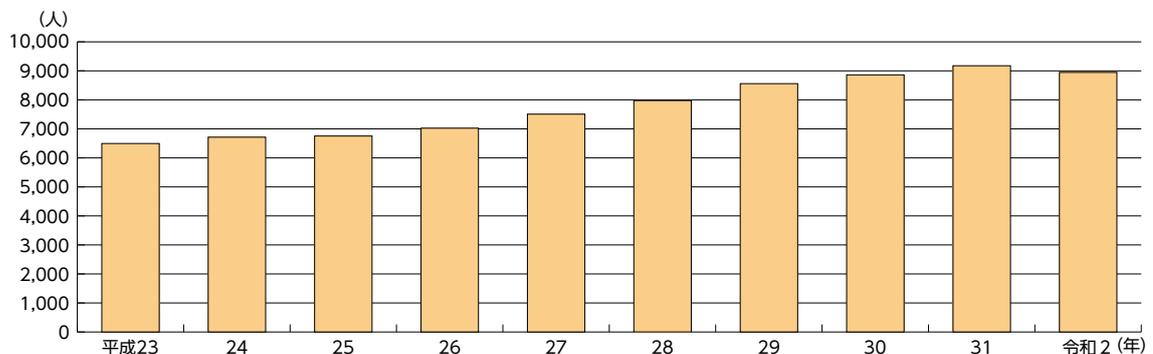
(4) ビデオリンク等の措置の適切な運用

【施策番号111】

法務省においては、刑事訴訟に関し、犯罪被害者等の意見を一層適切に裁判に反映させるための犯罪被害者等による意見陳述の制度や、証人の証言時の負担や不安を軽減するためのビデオリンク等の制度の運用が適切に行われるよう、会議や研修等の様々な機会を通じて、検察官等への周知徹底を図るとともに、これらの制度の運用状況の把握に努めている。また、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」においても、これらの制度の情報を掲載している（P65【施策番号128】参照）。

令和2年中に証人尋問の際に付添いの措置がとられた証人の延べ数は107人、証人尋問の際に遮へいの措置がとられた証人の延べ数

性犯罪指定捜査員として指定されている女性警察官等の人数の推移（各年4月現在）



年次	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人数	6,494	6,712	6,752	7,022	7,505	7,974	8,557	8,859	9,174	8,944

は1,237人、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ数は302人（うち構外ビデオリンク方式によるものが38人）であった。

平成19年6月に成立した犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行により、20年4月から、民事訴訟において犯罪被害者等を証人等として尋問する場合に、付添い、遮へい又はビデオリンクの措置をとることが認められている。

令和2年中の民事訴訟（行政訴訟を含む。）における付添いの実施回数は10回、遮へいの実施回数は210回、ビデオリンクの実施回数は52回であった（いずれも証人尋問及び当事者尋問の回数であり、複数の措置を併用した場合には、それぞれ1回として計上している。）。

証人の保護等の状況

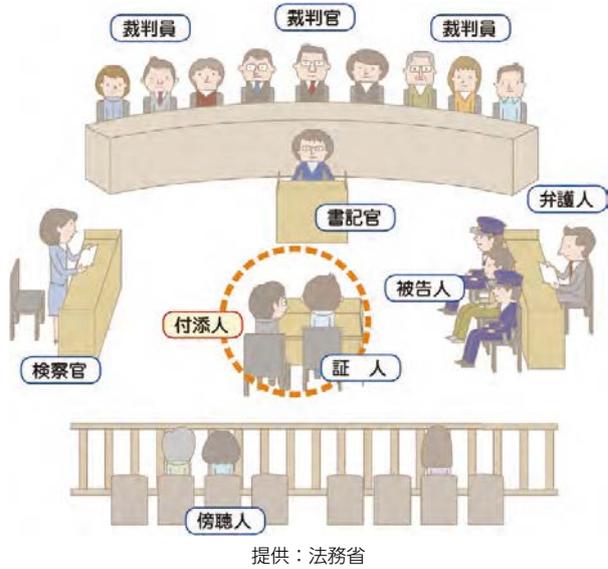
年次	証人の保護等		
	付添い	遮へい	ビデオリンク
平成28年	128	1,623	303
平成29年	78	1,105	225
平成30年	144	1,461	317 (15)
令和元年	118	1,505	341 (23)
令和2年	107	1,237	302 (38)

(注)

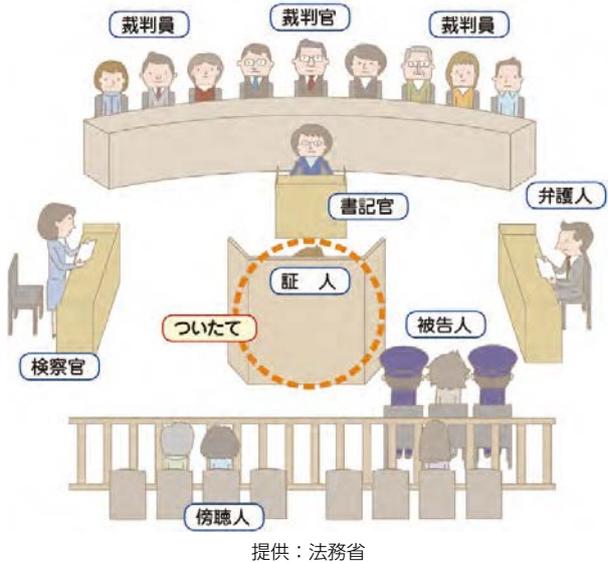
- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
- 2 いずれの数値も、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における証人の数（延べ人員）である。
- 3 各項目の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、29年以降は事件の終局日を基準に計上している（なお、28年以前に決定等がなされ29年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。）。
- 4 ビデオリンクの数値中、（ ）内は構外ビデオリンク方式によるもの（内数である）。

提供：法務省

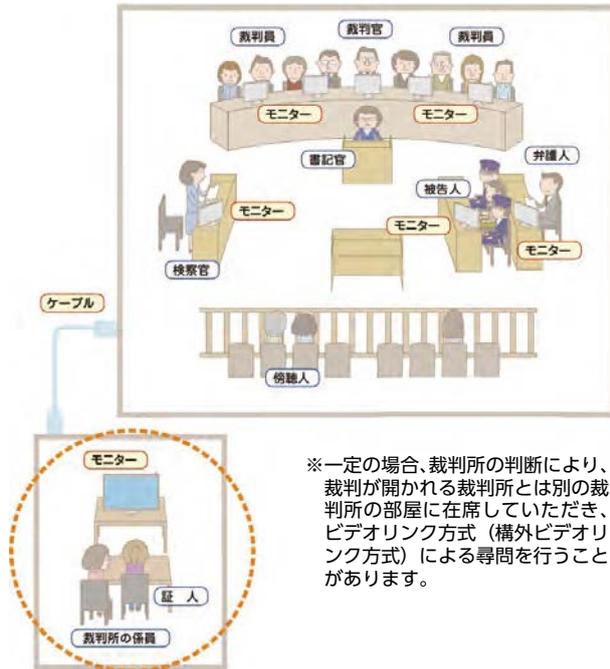
証人への付添い



証人への遮へい



ビデオリンク方式



提供：法務省

(5) 警察における犯罪被害者等のための施設の改善

【施策番号112】

警察においては、犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられるよう、その心情に配慮し、応接セットを備えたり、照明や内装を改善した部屋を利用できるようにしたりするとともに、全ての警察署に被害者用事情聴取室を整備している。

また、犯罪被害者等は、警察署や交番等に立ち入ること自体に抵抗を感じる場合もあることから、犯罪被害者等の希望する場所に機動的に赴き、犯罪被害者等のプライバシー保護等に配慮しながら事情聴取や実況見分等を行うことができる被害者支援用車両を導入し、犯罪被害者等からの相談対応や届出の受理、事情聴取等に活用している。さらに、公共施設、ホテル、大学等の警察施設以外の相談会場の借上げも行っている。

被害者支援用車両内の様子（模擬）



(6) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

【施策番号113】

法務省においては、被疑者等の事件関係者と顔を合わせたくないという犯罪被害者等の心情に配慮し、その精神的負担を軽減するため、令和2年度に建て替えが完了した検察庁の4庁舎に被害者専用待合室を設置した。今後、3年度に建て替えが完了する見込みの検察庁の5庁舎についても同室を設置することとしており、未設置の検察庁についても、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、同室の設置を検討していく。

犯罪被害者等のための待合室



提供：法務省